



TPP Q&A 上級編

Q ISDS条項（投資家と投資受入国の紛争解決手続き）で理不尽な理由で国が外資に訴えられて、巨額の損害賠償を命じられるのでは？

A 解答

- ISDS 条項は、企業の財産が補償なしに一方的に国有化された場合などに、その国の裁判所ではなく、中立な第三者に仲裁を求めるために、数十年前からある制度です。
- 国が訴えられて負けるのは、国が約束したルールを破った場合のみです。
- 日本は、これまで 20 以上の経済連携協定や投資協定で ISDS 条項を入れていますが、約束したルールを守っているため、訴えられたことはありません。
- これまでに ISDS 条項で外国政府が訴えられて負けた例は、約束したルールを守っていないためです。ISDS 条項自体に問題があるわけではありません。
- なお、日本の裁判所に企業（外資系企業も含む）が国を訴えることは、ISDS 条項とは関係なくできます。